入札配布資料（申請関係）

１．入札参加資格申請説明書
２．申請書等
（１）入札参加資格申請書（第１号様式）
（２）実施可能な研修内容（第２号様式）

入札参加資格申請説明書

１．　入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

（１）営業年数が平成２９年４月１日において５年以上であること。

（２）資本金が５００万円以上であること。

（３）従業員が５名以上であること。

（４）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。

（５）　県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第７条第２項（昭和４７年７月２０日告示第６９号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）　自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成３年法律第７７号〕第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

③ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（８）　旅行業法施行規則第１条の２に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。

（９）　コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと

(10)　沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の１者以上がこの条件をみたすこと。県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること

(11)　過去２年間に、類似事業の実施、または海外留学・研修に関する活動実績を有すること。

２．　入札参加資格の確認等

（１）当該業務の入札参加を希望する者は、入札参加資格申請書（以下、「申請書」という。）及びその他関係書類を、２－（４）へ提出し、入札参加資格の確認審査を受けなければならない。

（２）配付する申請書等は、次のとおりとする。

①入札参加資格申込書

②実施可能な研修内容

（３）申請書等の配付方法

申請書等の諸様式は、次のとおり配付する。

①配付期間

この案内の日から平成２９年３月３１日（金）までの午前９時から午後５時まで

（土曜日及び日曜日を除く。）

②配付場所（当財団ホームページよりダウンロード可）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団　奨学課

〒９０１－２２２１　沖縄県宜野湾市伊佐４丁目２番１６号

電話番号０９８－９４２－９２１３

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.oihf.or.jp/

（４）申請書等提出期間、提出場所等

①提出期間

この案内の日から平成２９年３月３１日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

※持参又は郵送（書留郵便）によって提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期間内に到着するようにすること。

（最終提出締切日平成２９年３月３１日（金）午後５時まで必着）

②提出場所

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団　奨学課

〒９０１－２２２１　沖縄県宜野湾市伊佐４丁目２番１６号

③提出部数は１部とする。

（５）提出する申請書等

入札の参加を希望する者は、２－（２）に定める申請書等に加えて、下記書類をあわせて提出すること。

①入札参加資格申込書（第１号様式）

②実施可能な研修内容（第２号様式）*

③過去２年以内に実施した類似事業（海外留学･研修）に関する契約書の写し

*仕様書記載の研修内容を提示することが前提となります。

（６）入札参加資格の確認結果

入札参加資格確認通知書により郵送にて申請者あて通知する。なお、確認結果については、落札者が決定するまで公表しない。

（７）その他

①申請書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。

②公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、申請書等を公表又は無断で他の用途への使用はしないものとする。